

といたしましては、一号の方はここに書いてありますように「事業の事業所又は事務所」というようなことで、両方含むように書いてございますが、それだけでは明確でございませんので、国、地方公共団体または法人の事務所の新従業員も強制適用の条件とする、こういうふうに書いてあるわけでございます。

それからまたさらに十二条の方で除外をしておりますものは、今申し上げましたように六条の表現の仕方が健康保険法と同様になっておりますものでありますから、その関係上こういう表現を一応しておきますように、十二条の方でござんいただきますように、十二条の第一項第一号の「ハ、ホで地方公共団体の関係のものを除いてあります。具体的に申し上げますと、第十二条の二の一の「ハに地方公共団体の吏員として除かれておりますが、地方公共団体のうちには申すまでもなく府県、市町村がございいますが、府県の方は国家公務員共済組合法の適用がございいます。それから市の吏員につきましては退職金というようない、たいてい条例の形式で恩給制度が設けられておるのでございます。町村の吏員につきましては町村職員恩給組合法という法律がありまして、これの適用を全部受けております。結局そういう意味合いにおきまして、へによつて地方公共団体の吏員がまず除外をされております。

次は二でございますが、これはハとニが若干ダブっておりますが、ニの方は「地方公共団体の事務所に使用される者」というふう非常に広く表現されております。問題になりますの

は、ニに該当する者では、市町村の特に町村の雇員が現在長期保険制度がないのでございます。これがために最近国会に提案されようとしております、いわゆる市町村職員共済組合法という法律ができようとしている一つの有力な理由になつておるのでございます。ニにつきましては、実は私どももいたたしましては、この法律を全面改正をいたします際に、ニの条項を削除しようと思つたのでございます。自治庁とも相談をいたしたのでございますが、自治庁としては別にいろいろ計画もあるので、これは現行のままにしておいてもらいたいというような話がありまして、同意を得ることができませんので、第一項の一号のニは従来のまま残りました。結局現在の姿におきましては、市町村の吏員の約十二万七千名の人がこれに除外されておりますために、長期保険の適用を受けてないという結果になつておるわけでございます。

それから第一項の一号のホに書いてありますのは、市町村の現業関係でございます。六条の一項の一号のチからタまでを除いてありますということ、逆に申しますと、イからトまではこの保険法の適用を現行においても受けておるということであります。またこの法律が施行になりましたも依然として適用を受けるというのであります。具体的に申しますと、「電気又は動力の発生、伝道又は供給の事業」というようなことが書いてございます。あるいは「貨物又は旅客の運送の事業」というようなことが六条の一項の一号のニとホに書いてありますが、この関係上電気局関係の現場の職員あるい

は交通関係の職員などが厚生年金保険法の適用を現に受けておるわけでありませう。そういう関係でありまして、これもまたこの法案の改正の際にはすからたまでというのはその後に加わつた部分が大部分でございます。ことにワからタまでは昨年の十一月一日から施行になりました改正で加わつた部分であります。これらはこの改正の際にも、市町村で実はこういう現業をやつております者につきましてはイからトまでと同様に本法の適用を受けるようにすべきであるという意見を持ち、今回の改正の際にも関係の向きとそういう相談をしたのであります。一応現行のまままでとめておいてくれというので同意を得られませんでしたので、健康保険法の十三条の一項一号と同様に、現行のままになつておるわけでありませう。少しくどくなりましたが……。

○津井委員 どうもなか／＼わかりにくいのですが、この六条の一項の二号でこういうぐあいに「国 地方公共団体又は法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの」とかういふうに包括的にびしやつとやつておいて、今度また十二条で第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、次のものは厚生年金保険の被保険者としてないということになつております。これはりくつはわかるのですが、法文の書き方、体裁等から考えてどうも非常にわかりにくいのですが、今度は十二条の二の「地方公共団体の事務所に使用される者」の中で、問題は事務所ということなのですが、大体地方公共団体の事務所というのはどういうことを言うのですか、保険所とか土木事務所と

かそういうものを言うのですか。それとも——県庁も広い解釈をすれば一つの事務所なんですが、どうもその中の書き方がおかしいと思うのですが、への「地方公共団体の吏員」ということなら、これはみんな吏員はそれ／＼事務所に勤めている。それで事務所に勤めている雇員だけを言うのだつたら雇員と書いた方がいいのであつて、どうも地方公共団体の吏員ということになると、事務所というように場所を指定しなくても、吏員あるいはこれに準ずる者とかいうようにすれば、雇員とか用人とかいう来ると思いますが、何か書き方が複雑で、頭を大分しぼつてみたが、あまりびんと来ないのですが、ここの書き方をもう少しわかりやすく説明してもらいたいと思います。

○久下政府委員 私の申し上げ方が御質問のポイントをはずれておりましたのでおわかりにくくて恐縮でございますが、先ほども申し上げましたように、第六条の書き方は健康保険法と同じ表現になつているのでございます。そこで今度はこの法律で申しますと、十二条、健康保険法で申しますと十三条の二でございますが、強制適用から除外される規定につきましては、健康保険法と厚生年金法とは内容が違つているのでございます。その関係上健康保険法と厚生年金保険法というのは、そういう適用関係におきましては同様の範囲に考へておりますものですから、その従来の慣例もございまして、六条の方は一応同じ表現にしておきました。十二条の方の關係は除外規定が内容的に違つておりますので、一応六条はそのまゝにしておいて、除外規定として別な扱いをする、こういう

ことになっております。先ほど申しました地方公共団体の関係の職員につきましては、健康保険法の方は除外規定がございます。従つて六条に該当いたします。健康保険法では十三条でございますが、健康保険法第十三条の規定の第二号に該当することによりまして、市町村の関係職員は全部適用されるということになる。現に適用されているわけでございます。そういう関係で六条と十二条の書き方が、こちらがあげておいてあとで除くような妙な書き方で、おつしやる通りであります。が、健康保険法とのつり合いの関係がありますので、一応こういう表現になつて、ということをお断り承願いたします。

事業所と事務所の関係であります
が、お話のように事業所と事務所とい
うのは確かに明確ではありません。私ど
もも従来いろ／＼困つたのでありま
す。と申しますのは、現行法では第六
条の第一項第一号は事業所という表現
になつております。今度新しく事務所
も加えたのでありますが、実際これ
は適用上非常に混乱を生ずるおそれがあ
りますので、今回は事業所でも事務所
でもどつちになつてもいいというよう
な意味で、新しい今度の法律では「事
業所又は事務所」と一号に入つており
ますが、現行法は一号の方は事業所と
なつておつて、二号の方の事務所とは
区別しておつたのであります。そこに
問題があるわけであります。つまり
何々会社という法人がございます場
合、その会社では事務だけやつており
まして、現場の仕事といひますか、劇
場とかその他の仕事はほかでやつてい
るというようなものは、その本部の方

は適用になるかどうかが明白でなかつたのであります。そこで場合によりまして、一つの法人で事業所と事務所とが別になつておりますような場合には、その事業所が一号の方に該当する場合には事業所の方は一号の適用を受ける。それから法人の事務所だけやつてい

る方は二号の適用を受けるというような実はまわりくどいやり方をしております。しかし事務所と事業所というものは必ずしも明確でありませんから、そこで今回の改正で一号の方の事業所というのに事務所を入れます、それはどちらの解釈によつてもいいやうにしたのであります。

○滝井委員 六十七ページの八十八条ですが、先取特権の順位ですが「保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。」こういうことになつております。

ところが健康保険法の十一條の三を見ましても、やはり同じような意味でこういうことが書いてあるわけでありま

す。それから労働者災害補償保険法の三十三條を見てもやはりこれと同じやうなことを書いてあるわけです。現在われ／＼の筑豊炭田においては中小の山はだん／＼やられてゐるわけです。

○久下政府委員 順位の同じものにつ

きましては、差押え公売処分をいたし

ました場合には、先にやつたものがと

る。同時に差押えをして競売処分をす

るということがあり得ると思ひます、

が、その場合には当然後分でありま

す。

○滝井委員 法文の二十一ページの現

物給与の価額ですが、「報酬の全部又

は一部が、通貨以外のものゝ支払われ

る場合においては、その価額は、その

地方の時価によつて、都道府県知事

が定める。これはおそらく労働基準法

の附則か何かで具体的にこういうこと

が現在行われてゐると思ひますが、こ

れもたゞは独身者の寄宿舎あたりで食

糧なんかを現物支給をしてゐる場合

があるわけなんです。そういう場合

もおそろく現物の価額の中に入るのだ

らうと思ひますが、もちろんこれは厚生

年金だけでなくして、賃金の支払い

の場合に当然これは労働基準局その他

の問題になるものと思ひます。そ

ちら

の方で先に決定はしてくれと思ひま

すが、現実にはどういふ事象の場合に

年金法としてどういふ取扱ひを具体的

にされてゐるのですか。過去からこ

ういふものは相当多いと思ひますが、

あなたの方のその取扱ひの態度、たと

えば基準局とそういう場合に具体的に

よく検討してやつてゐるのかあるか。

そういう点を詳細に御説明願ひたいと思

ひます。

○久下政府委員 現行法にもこの規定

はあるのでございしますが、この規定に

基きまして実際にやつておりますや

り方は、住宅と食事の給与があります

場合、これを金額に換算する方針につ

きましては各県であらかじめ告示で

きましておきます。その告示できめた

ものによつて算定することになつて

おります。たとえば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

ます。たとへば住宅でござい

昭和二十九年四月二十三日印刷

昭和二十九年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局